



丸亀市
MARUGAME CITY

議会だより

No. 17

発行日 2008年(平成20年)2月1日
発行 丸亀市議会
編集 議会だより編集委員会
TEL (24) 8828
市ホームページ
<http://www.city.marugame.lg.jp/>



12月定例会
12月3日～20日

主な内容

- 本会議のあらまし 2
- 質疑 3～4
- 一般質問 5～11
- 意見書 8
- 一般・各特別会計決算・水道事業決算 12～13
- 委員会審査 13～14
- 陳情結果 14～15
- 審議した議案とその結果 16

12月定例会

幼稚園預かり保育条例の一部改正ほか

原案のとおり可決

本会議の
あらまし

十二月定例会は十二月三日から二十日までの十八日間の会期で開かれました。

初日には、閉会中の継続審査



起立採決の結果、原案のとおり可決

となっていた平成十八年度の決算認定議案の審査結果について、

各決算特別委員長からそれぞれ

原案承認の報告がありました。

一般会計及び各特別会計歳入

歳出決算は、二名の議員から反

対討論があり、起立採決の結果、

賛成多数で委員長報告のとおり

原案を認定し、また水道事業会

計決算は、別段討論もなく、委

員長報告のとおり原案を認定し

ました。

続いて、議案第八十号から議

案第八号までを一括議題とし、

市長から提案理由の説明があり

ました。

五日には議案第八十号から議

案第八号に対し、四名の議員

が質疑を行いました。

六日から十一日までは一般質

問があり、十五名の議員が市政

全般について質問しました。

議案の細部にわたる委員会審

査は十二日に生活環境、総務、

十三日に都市経済、教育民生と

なりました。

順次その所管事項に基づいて行

われました。

二十日の最終日には、所管の

委員会に付託していた議案の審

査結果について、各委員長から

いずれも原案承認の報告があり

ました。四名の議員が反対、賛

成の討論を行い、起立採決の結

果、賛成多数でいずれも原案を

可決しました。

なお、教育民生委員会へ付託

していた陳情二件「教育格差を

なくし、子どもたちにゆきとど

いた教育を求める陳情」及び「ミ

モ力財団の統合に関する陳情」

は、それぞれ趣旨採択となりま

した。

最後に、「道路特定財源諸税

の暫定税率延長と地方道路整備

臨時交付金制度の継続・充実を

求める意見書(案)」を可決し、

政府関係機関と国会へ送付する

ことになりました。

以上で、今期定例会は閉会し

ました。

討論

決算認定議案

倉本 清一

①認定第一号(合併処理浄化

槽設置補助金、ごみ収集し尿

収集運搬委託料、総合運動公

園整備事業費、飯山学校給食

センター調理業務委託料、図

書館図書購入費、丸亀城天守

観覧料、留守家庭児童会保育

料、競艇事業の外部からの職

員採用) (①に反対)

中谷真裕美

①認定第一号(有線放送運営

審議会、同和事業費、合併処

理浄化槽設置補助金、人間ド

ック自己負担金、元つばめ教

室改修事業費、市民ひろば整

備事業費、総合運動公園整備

事業費、土器川生物公園ゲー

トプラザ整備事業費、国民保

護法関連事業費、新学校給食

センター新築移転整備事業費

飯山学校給食センター調理業

務委託料、図書館図書購入費、

幼稚園保育料・預かり負担金、

学力調査に係る部分、丸亀城

天守観覧料、競艇事業費のオ

ラレ設置計画、国民健康保険
税、綾歌養護老人ホームの民
間譲渡) (①に反対)

一般議案

横川 重行

①一般会計補正予算(債務負

担行為・ごみ収集運搬業務委

託料及び用地取得事業) (①

に反対)

香川 脩

①一般会計補正予算(債務負

担行為・ごみ収集運搬業務委

託料及び用地取得事業) (①

に賛成)

高田 重明

①一般会計補正予算(債務負

担行為・ごみ収集運搬業

務委託料及び用地取得事業)

②競艇特別会計補正予算③

行政組織条例及び附属機関

設置条例の一部改正(①)

③に反対)

内田 俊英

①競艇特別会計補正予算②行

政組織条例及び附属機関設置

条例の一部改正(①②に賛成)

質疑

質問者・項目

太字の項目は本文中に
要約文を掲載

倉本 清一

①一般会計補正予算（債務負担行為・ごみ収集運搬業務委託料及び用地取得事業、地域介護・福祉充實整備等補助金、換地設計・確定測量業務）②長期継続契約を締結すること

ができる契約に関する条例の一部改正③幼稚園預かり保育条例の一部改正④市営住宅設置及び管理条例の一部改正

横川 重行

①競艇特別会計補正予算②市営モーターボート競走事業の設置等に関する条例の制定③

農業集落排水事業受益者分担金条例及び下水道事業受益者負担金条例の制定

高田 重明

①一般会計補正予算（債務負担行為・ごみ収集運搬業務委託料）②農業集落排水事業受益者分担金条例及び下水道事業受益者負担金条例の制定③指定管理者の指定

尾崎淳一郎

①一般会計補正予算（債務負担行為・用地取得事業）②競艇特別会計補正予算③特別会計条例及び競艇事業基金条例の一部改正、市営モーターボート競走事業の設置等に関する条例の制定④幼稚園預かり保育条例の一部改正⑤行政組織条例及び附属機関設置条例の一部改正

就学前教育保育の 全市統一に向けて

倉本議員 綾歌・飯山地区は三歳までは保育所に入所し、四歳以上は幼稚園に入園するが、保育に欠ける児童については幼稚園において預かり保育を実施し

ている。今回の条例改正により綾歌町の保育に欠ける児童は保育所で預かることになるが、対象となる児童の現状はどのようなになっているのか。また、幼稚園では、現在通園区以外の所には預けられないが、今後どのようにに解決していくのか。
教育部長 就学前教育保育検討委員会において、今後の丸亀市



20年4月から預かり保育を廃止するあやうた幼稚園

歌、飯山南、飯山北の通園区があり、検討課題になっている。市全体の就学前教育保育の体制が統一でき、市民の皆様への教育保育サービスを均等に行えるようになった時点で、希望する幼稚園を幅広く選択していただくためにも、通園区を廃止していく方向を進めていきたい。

ナイターレースの

収益効果と課題は

横川議員 全国に競艇場は二十四あるが、ナイターレースは四場（住之江・蒲郡・桐生・若松）で開催しており、それぞれ売り上げを伸ばしている。本市でもナイターレースの本格的な実施に向けて多額の資金が投入



ナイターレースで売り上げ増を図ります

されることとなるが、将来的に市に安定した財源が得られるかどうか、また市民にとってプラスになるかなど重要な判断をしなければならぬ。そこでナイターレースの実施により、今後の収益性をどのように想定しているのか。また、実施に当たりクリアしなければならぬ課題について伺いたい。
競艇事業部長 ナイターレースを実施すると、全国からの電話投票の売り上げが期待できる。丸亀競艇の一般レースにおける電話投票の売り上げは年間約二十五億円だが、ナイターレース実施により約七十五億円増加し、約百億円の売り上げが見込まれる。また全国のポットピアでナ

イターレースは一般レース後も販売することから、その売り上げが約五十億円と試算している。これらから生じる収益は約六億円と見込んでいる。次にこれからクリアすべき課題は、レース時間が四時間延びることから、モーター音や、ナイター照明、夜間交通量の増加による地元住民への配慮、水面での工事を要することへの対策、営業を行いながらの工事による来場客への安全確保、冬場実施における季節風への暴風対策などがあげられる。

民間委託導入で サービス低下の心配は

高田議員 ごみ収集運搬業務委託料一億三千万円は、現在本市が直営で実施しているごみ収集運搬業務を民間に業務委託するものであり、平成十九年度から平成二十一年度に要する費用である。ごみ収集業務を民間委託することによって、市民サービスの低下や後退にならないのか。また、民間委託することにより削減できる金額は臨時職員の賃金分六千万円であり、委託料より少なく当面は本市財政からの



順次民間委託が導入されるごみ収集業務

支出増となるが、それでも民間委託するの。

生活環境部長 民間活力の導入により行政のスリム化を図ることは、行政改革を推進する上で重要な課題である。そこで、現在民間委託を行っている綾歌地区の状況や他市の事例、収集コスト面での比較を行いながら、委託の範囲、方法などについて検討を重ねた結果、飯山地区と旧丸亀地区の約三分の一の可燃、不燃ごみの収集運搬業務を民間委託するものである。祭日など連休が続いたときに実施している特別収集や、高齢者や障害者の方々を対象としたふれあい戸

別収集は民間委託になっても引き続き実施していきたい。また、災害時においても迅速に対応できる体制を整えたいと考えるので市民サービスの低下や後退することはない。

民間委託は 退職等による職員数の減少にあわせ、順次委託範囲を拡大していくが、正規職員の人件費削減がコスト削減の大きな要因と考える。民間委託当初は減少する職員数の多くは臨時職員のため、一時的に負担が増えるが、今後は正規職員の退職により経費の削減につながっていくと考える。

新給食センターの 用地取得について

尾崎議員 新学校給食センター用地取得事業として一億六千五百万円が計上されているが、中

央学校給食センターと綾歌学校給食センターの二カ所は本市の土地である。また、市が保有する土地はほかにもあるので、新たに土地を購入せず、市が持っている土地を活用すればよいと考えるが、そのような検討をしたのか伺いたい。

教育部長 教育委員会では中央学校給食センターと綾歌学校給食センターを統合し、調理能力六千五百食の新センター建設を計画している。この新センターは現在の飯山学校給食センターに隣接する土地を予定しており、平成二十二年四月からの給食提供を目指している。合併直後から老朽化や文部科学省の定める学校給食衛生管理の基準に適合しない学校給食センターの整備を図るため、調理場方式、施設の調理能力、配送する地区や学校、建設場所等を検討

協議してきた。中央・綾歌の両給食センターとも敷地面積が狭く、これ以上の敷地の拡張が難しく、文部科学省が定める衛生管理基準に適合する施設を既存の給食センター用地で改築整備することは困難であり、また、施設を一から建設する方が財政的にも衛生管理上からも合理的であると判断した。その後新センター庁内検討会などにおいて、事業用地の立地条件、用地買収価格の問題、周辺道路の交通事情など総合的に判断した結果、飯山学校給食センター隣接地に新築整備することに決定したものである。



新給食センター予定地に隣接する飯山学校給食センター